

平成24年度第1回豊川市環境審議会議事録

日時 平成24年10月11日(木)

午前9時30分～

場所 豊川市役所本34会議室

1 あいさつ

豊川市副市長

2 議題

(1) 豊川市環境基本計画実施計画の進捗状況について
環境課課長補佐 概要説明

・委員からの意見及び事務局回答

(委員)

豊川市で騒音対策が未達成のところがある。環境基準は75デシベルで普通に住むには45デシベルが限界だといわれている。国、県に要望しているとなっていること、また、計画では、平成26年度達成となっているがどうか。

(事務局)

自動車騒音については、市内の国道1号、23号、県道豊橋豊川線、県道千万町豊川線、県道豊川新城線、県道大代音羽線について国が年1回、昼と夜の騒音測定を実施している。国道1号、23号を除く4路線は環境基準を達成している。

国では要請限度が定められており、国道1号では、昼が75デシベル、夜が70デシベル。調査結果は、昼が76デシベル、夜が75デシベルであった。

現在、国道1号、23号の交通渋滞の緩和、三河港へのアクセスを目標として名豊道路を整備しているが、全てが開通しておらず、5年後が全線開通予定。開通すれば、国道1号、23号の交通環境が大幅に改善されるため、国土交通省は事業を進めている。

また、騒音規正法第17条に基づき、愛知県公安委員会に対し、夜間の速度規制、大型車の中央寄り車線の走行の指導など、道路交通法規制による措置をとることが申請できる。

このほか、道路管理者(国)で騒音防止の遮音壁の設置、消音舗装の整備等の対策があり、この件は、国土交通省中部地方整備局岡崎出張所に要請させていただいた。

(委員)

バイオディーゼルの利用について市民から集めたものをブルドーザーの不具合で使えなかったのはもったいない。ブルドーザーがバイオディーゼルに対応できなかったのか。

(事務局)

バイオディーゼルは、普通のタービン発電の燃料としての需要が多くなっているが、普通の軽油と違い、粘性が高い。市の重機に入れると壊れてしまう。市の給食センターに依頼してボイラーの燃料として使うなど、使用量を増やす検討をしている。このほか豊橋の企業に年間万単位の量を集め、燃料化し、使用してもらっている。市の中では制限があって難しいがBDFの普及促進の一躍を担っていこうとは考えている。

(委員)

エコポイントの参加者は、延べ1,072名で、付与ポイントが1,285ポイント、環境グッズとの交換が16名ということは、ほとんどの人が1ポイントで終わっており、あまり参加していないのではないかと。

(事務局)

この講座しか出ないという子どもがかなり多い。講座開催時に様々なメニューがエコポイントの対象であることを啓発させていただいている。平成23年度は環境課の講座のみ対象であったが、平成24年度は、清掃事業課や赤塚山公園が実施している講座なども対象とさせていただいた。

また、8ポイント貯めるとジュニアエコリーダーに認定しているが、認定数は、平成23年度から成24年度9月までの累計で26名となっている。

(委員)

小学5年生を対象としたエコチャレンジカレンダーは、毎月のテーマに沿って市へ回答を提出すると2ヶ月分でエコポイントが1ポイント付与され、小学生の環境に対する関心が喚起される。小学生だけでなく、中学生、地域の大人など、多くのところで使えるようにしたらよいのではないか。また、エコポイント制度について先進地の取組を研究したとあるが、内容はこういったものか。

(事務局)

豊川市で進めているのは、子どもエコポイントで、子どもが環境講座、環境イベントに参加したものを対象にしている。平成23年度に研究したものは、市民が環境の事業に参加した際に、カードなどでポイントを貯め、貯まったポイントは、例えば公共交通のバスの利用券などに替えられないかなどの研究で先進地へ視察した。また、民間で実施しているところも研究させてもらった。難しいのはポイントは貯めるが、物に替えないということや直接、環境行動に繋がっていかないなどの問題がある。また、市が積極的に取り組むべきか、民間や市民も巻き込んで研究した方が良いかなどの問題もある。まずは、子どもエコポイント制度のメニューを広げたり、民間の事業所の参加を募るなど検討していきたい。

(委員)

バイオマス利用促進事業について、バイオマスタウン構想は前に進んでおらず、バイオマスタウンが出来ない理由を見ると地元の理解が得られず、改めて候補を選定する必要があるとあるが、豊川市には工業用地がある。そこを使うことは出来ないのか。

(事務局)

工業用地は税収を目的としたもの。廃棄物の処理施設を設置するという目的とした開発行為をしていないので許可が下りない。

また、工業団地を造る時は、地元の説明し約束ごとで開発している。地元の理解を得られていないごみの施設を造るということではできない。

しかし、現在、豊川市内で工業団地でなく、住民のいないところ、子どもなどの安全面や人家からも離れている土地を新たに探している。

枯れ草、剪定枝の資源化についても計画はしており、バイオマス計画が無くなっているわけではない。草や木は年間4千トンぐらい出る。年間6万トンの焼却のうちの6～7%。これが無くなれば焼却施設の延命化や、次に建設する焼却炉も小さくて済むなどの利点がある。

ただ、このごみの施設は、都市計画決定や環境調査も実施しなければならない。場所が決まって、地元同意があっても2年ぐらいかかる。今年計画を立てるとしても最短でも完成が平成26、7年度ぐらいになる。

(委員)

生ごみ処理機購入費補助を平成24年度から50台に変更とあるが、計画では100台となっているのか。

(事務局)

生ごみ処理機は、6万円ほどかかる。市からは1万5千円の補助。

市民に生ごみ処理機を購入してごみを減らそうという意図はあっても、自分の持ち出しもあり、購入が進まない。補助制度を使っていただけるように普及促進と補助率を考えなければならない。

(委員)

ダンボールコンポストの関心は高いようだ。

(事務局)

補助の対象ではない。時点の把握が難しい。現在実施している生ごみ処理ダンボールコンポストのモニター事業を拡大していき、PRしていくことも大事だと考えている。

(委員)

新エネルギーシステムの普及促進について、農家の方から耕作放棄地に太陽光パネルを設置させてくれないかという話がある。農地の法規制がある中で助成以前の問題だが、ニーズが高い。

(事務局)

農地転用の関係で農業委員会が簡単に許可出来ないというハードルがあるのではないか。先進地では、太陽光パネルの下で、農作物を作っているところはある。単純に農地をやめて太陽光というと農用地ではなくなる。愛知県に判断を委ねている状態。

(委員)

ごみ減らし隊立ち上げ事業で色々な提案書が出ている中、平成26年度までの数値目標として市民1日1人あたりのごみの排出量が計画の中に含まれているが、きちんと目標を達成する施策だとか、具体的なアクションが見えない。

(事務局)

ごみ減らし隊の立ち上げ事業は、最終的にはごみの排出量の減少というのが第1の目的で、そのうちの手段の1つ。具体的な数値目標のための1つの事業としての位置づけに変えていきたい。

(委員)

資源回収量が平成23年が平成20年度より減っている。目標値がかなり大きく遠ざかっている。

(事務局)

現状の資源回収の項目は、ビンやカンやペットボトル、紙類。大幅に減っているのは紙。紙はインターネットの普及や新聞等を読まなくなった方など全体的に減っている。同じ量を回収しても重量が減ってきている状況もある。

目標とするのは現行の資源だけでなく、草や木、プラスチック類、生ごみの資源化など、いかに資源化できる品目を増やすかということを検討していく。

(2) 豊川市役所地球温暖化対策実行計画の実績報告について

環境課課長補佐 概要説明

- ・委員からの意見及び事務局回答

(委員)

電気使用量の市民利用系で、長山駅のトイレの数値が上がっている。

(事務局)

小さな駅のトイレのため利用が増えるだけで、電気量の比率は大幅に増える。

(委員)

LPGと都市ガスについて、「三月田・深田・足山田・金野」の使用量が増えている。

(事務局)

三月田の処分場に平成23年度から職員を配置したため。

(議長)

小坂井支所は、お昼に訪問すると中が真っ暗。何課がどこにあるのか分からない。仕事を持つ市民の方はお昼に窓口に行く。改善したらどうか。

(事務局)

市民サービスに影響のないようにと各部署にはお願いしている。

(3) 豊川市役所の節電対策について

環境課課長補佐 概要説明

・委員からの意見及び事務局回答

(議長)

LEDに変えると初期投資コストはかかるが、電気料は安くなるのか。

(事務局)

消費電力も少ないし、使える期間が長くなるので安くなる。

(委員)

電気使用量調査結果のうち、清掃工場がかなり減っている。大きな変化があったのか。

(事務局)

清掃工場には、1,850kWの発電機があり、不足分を買う形。今回の結果は、平成22年度末に余剰蒸気を使って130kW程の発電ができる設備を入れたため。

(議長)

市役所に太陽光発電が設置されると変わってくるのか。

(事務局)

10kWの発電。北庁舎1フロアの照明分ぐらいをまかなうことができる。

(議長)

新城市は環境都市としてやっている。豊川市はいかがか。

(事務局)

豊川市は、環境施策について特化したものがないので、トータルで豊川市でできることを調査研究している。

(4) その他 報告事項

(事務局)

平成4年度に佐奈川流域が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、水質浄化のために生活排水対策推進計画を策定し、推進しているところ

であるが、計画期間が平成20年度から平成29年度となっており、本年度が中間目標年度となっている。現在、計画の進捗状況を取りまとめるとともに、現行計画に含まれていない旧小坂井町の計画の結合を図っているところである。取りまとめた結果は、次年度審議会に諮らせていただく。